

なが い えい じ
長 井 栄 二

学位の種類 博士(文学)

学位記番号 文博第79号

学位授与年月日 平成11年3月25日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研究科・専攻 東北大学大学院文学研究科(博士課程後期3年の課程)
西洋史学専攻

学位論文題目 大不況期プロイセンにおける農村地域政策論の形成
-社会政策学会論争(1882-90年)の分析-

論文審査委員 (主査)
教授 佐藤 勝 則 教授 松本 宣 郎
教授 小野 善 彦
教授 安田 二 郎

論文内容の要旨

序論

本稿は、現代ヨーロッパが、単なる統一ではなく、連邦主義と地域主義というふたつの指導理念を掲げて、いわば分権的な統合を実現しつつあることに着目し、この現代的な視点から近代ドイツ・プロイセン史を再構成する可能性を探ろうとするものである。

ヨーロッパの分権的統合という事実に着目する場合、まず留意されなければならないのは、EEC、ECからEUへという戦後ヨーロッパの統合に向かう過程が、まさにそれを現実に支える地域政策の発展史にほかならないという点であろう。統合空間の拡大、例えばアイルランドや南欧への拡大は、当然、域内における地域間の社会経済的格差が拡大していくことを意味した。だがヨーロッパは、地域政策を発展・拡充することによって、この域内格差問題を是正しようといつねに努めてきた。そしていままさに、地域政策・構造調整政策の意義は、ますます増大しつつある。ここにわれわれは、ヨーロッパにおける地域生活への関心の高さをうかがい

知るのである。

さらに重要なのは、ヨーロッパ・レベルの地域政策は、あくまで補完的機能しか求められていないという点である。ヨーロッパにおいては、地域間の構造調整が、より小さな国家レベルや、地方自治体レベルで行なわれていることは、自明の前提なのであって、こうした狭い空間で達成できない広域調整のみが、統一機関の課題となるのである。こうした下からの重層的な地域間調整の構造は、現代ヨーロッパにおける地域生活への関心の高さと、地域主義の伝統の重みを、まざまざと感じさせる。

したがって、ヨーロッパにおける地域政策の歴史的生成を追跡することは、現代ヨーロッパを理解するうえでも、近現代史を比較史的に構築していくうえでも、きわめて現代的かつ切実な課題であるということができよう。

本稿は、こうした展望に立って、とくにヨーロッパ統合とEU地域政策を牽引しているドイツを対象を限定し、この課題に第一歩を印そうとするものである。

ところで、管見でわが邦の研究状況をみるかぎり、一定の先駆的業績を除けば、ドイツにおける地域政策の源流を、第一次大戦以前（第二帝制期）にまで遡って、社会・構造史的に把握していこうとする試みは、ほとんど存在していないように思われる。

それはまず第一に、ドイツにおける地域政策（Regionalpolitik, Regionalplanung, Raumordnungspolitik）といった術語が、ワイマール期以降になって出現するという事情が影響しているのかもしれない。だが、それ以上に、従来の政策・構造史の方法上の問題が、第一次大戦を境に地域政策の歴史を寸断してしまってきたのではないかと考えられるのである。すなわち、現代史的アプローチでは資本主義段階論が、近代史のアプローチでは移行論が、従来の政策・構造史の本流であったため、政策基調の継続性が、軽視または無視されてしまったものと考えられるのである。また資本主義論は、一般に、一国経済社会の支配階級を問おうとする。このため、いまやとくにヨーロッパでは色褪せつつある「国民国家」の空間が、いわば諸階級に輪切りにされてしまい、地域の個性に対応した地域政策の出現が十分照らしだされなかったのではないかと思われるのである。

この階級支配を問う視角は、政策の本来の意図（Begründung）を等閑に付して、法律文面や政策結果を、階級利害で解釈しようとする、従来の政策分析の方法にも反映されている。しかしながらこの方法は、一定の時代に政策を生み出す当事者たちの問題認識や、主体的な政策志向を、事後的解釈によって歪めてしまう傾向が強いように思われる。このことが、地域政策の源流を、「地域政策」という術語が出現する以前にまで遡っていく可能性を、従来の社会・構造史研究から奪っていたのではないだろうか。それゆえ本稿は、一定の時代に政策を生み出す当事者たちの問題認識を重視する。そのためにも本稿は、同時代の政策論に内在していく

ことを重視する。

本稿の時期対象は、さしあたり大不況期（1873-95年）に設定されている。なぜなら、第一に、この時期にドイツは「工業化」が急進展し、都市の発展に対して農村経済社会の停滞が顕著となったからである。つまり、近現代的な意味での構造格差問題がはじめて発生するからである。第二に、大不況期の真っ只中に、従来の階級史観では割り切れなかった諸政策が現出しているからである。1890年代前半の「新航路」時代の諸政策がそれである。ライヒ関税改革（91年）と、プロイセンの税制改革（91/93年）、地方制度改革（91年）、内地植民政策（90/91年）といった、この時期に集中して現われた諸改革は、それぞれ先行研究において重視されてきたにもかかわらず、十分体系的に把握されたことがないのである。他方、第二帝制期を対象に入れた地域政策史の先行研究の方も、政策連関の視点を欠いた個別領域・事例の研究にとどまっている。だが、例えば、現代ドイツの地域政策が連邦法上に出現したときには、すでにE E Cの関税政策と共通農業政策が前提となっているのである。つまり、固有の地域政策だけを取り上げることは、構造的な政策体系のほんの一部をつかむことにしかならないのである。以上のゆえに、本稿は、政策連関を重視し、地域問題の視点から諸政策を体系的にとらえることに努めた。

本稿の課題は、大不況期のドイツとりわけプロイセンにおける地域政策論の形成と、その歴史・構造的射程を明らかにしようとする試みにある。

本稿は主たる一次資料として、大不況期の社会政策学会（Verein für Sozialpolitik）大会議事録（1882-90年）を使用する。社会政策学会は、1980年代の諸改革に多大な影響を与えたのみならず、そこでの論争は、党派戦術に大きく左右される議会討論以上に政策論の本質に立ち入り、かつ、政府部内以上に広範な立場から展開されているからである。

第一部 市場の再編と大不況期の構造格差問題

第1章 農工間の発展較差の拡大

本章は、大不況期の地域問題を、都市部ではなく農村部に限定するための章であり、統計数値を用いた概況の把握が課題である。

ドイツ統一（1871年）以降、交通改革を決定的なきっかけとして、国外産の安価な穀物が大量に輸入されるようになり、ドイツ農業とりわけエルベ川以東の穀作地方は、慢性的な不況に陥った。他方、工業は、域内市場統一後の鉄道ブーム・住宅建設ブームに乗り、さらに新興の化学・電気部門の発展が続き、資本市場の貨幣を農業部門から奪い取っていった。東エルベの農業者は、市場経済に適応するための改良資金を手に入れることが難しくなったばかりでなく、販売条件の悪化のために経営維持そのものも脅かされていた。農工間の発展較差はもはや不可

逆的に広がり、地方間の所得格差は拡大し、西エルベの工業地区・都市部は、東エルベから資本だけでなく人口をも吸引した。これが、大不況期のプロイセンにおける構造格差問題の概況である。

第2章 プロイセン邦議会における問題認識——1890年下院国鉄運賃改革論争の分析——

1980年代の諸改革は立法によって行われる。だが本稿は、公式の政策決定機関ではない社会政策学会での政策論争を主たる分析対象とする。この隙間を埋めるのが、本章である。つまり、議会において地域問題が認識され、かつ、地域間格差の是正が政策課題として広く認識されているのであれば、そうした政治的土壌のなかで生まれてくる政策は、たとえ術語としての「地域政策」という名を冠していなくとも、実質的に地域政策の本質を備えている可能性がある。

ここで扱う1890年の国鉄運賃改革案は、流産した。だが、法案提出者が求めたのは、東エルベ農村から西エルベや首都ベルリンに富と人口がとめどもなく流出し、東エルベの生活水準が低下し、国内の格差が広がりつつある（「天秤皿の一方が落ち、一方が上がる」）ような現状を、「社会的公正」の観点で正すことであった。そして、その法案の審議を通じて、プロイセン国会においては、東エルベの地域問題に対する政策的対応が必要であるという、超党派的な合意が得られたのである。

第二部 社会政策学会における農村地域政策論争

第1章 ミアコフスキの問題提起報告と農民の社会的意義をめぐる論争

——1882年10月9日マイン河畔フランクフルト大会——

「新航路」期の諸政策の体系的把握を妨げた最大の要因は、従来の政策・構造史の問題設定そのものにあると思われる。それは、一国支配階級を問うために、西エルベの大工業ブルジョワ階級か、東エルベの大農場所所有・経営者「ユンカー」階級か、という「力くらべ」の対立図式で、諸政策をとらえようとした。そのため、大不況期の農民層問題の位置付けが不十分だったように思われるのである。大不況期の農民は、従来言われてきたように、国家支配体制・ユンカー支配体制を支えるだけの存在だったのか。

大不況期の社会政策学会は、従来の工業・都市偏重から抜け出し、農村の社会問題をも包括する全構造的な枠組みの社会政策論を構築していくことになる。1882年大会のミアコフスキ報告は、学会の視野を拡大する画期的なものであったが、これまでのところほとんど紹介されることがない。だが、彼の報告こそ、農村地域間の生活水準の格差を是正するための政策的措置を、新しい社会政策の課題として位置付けるものだったのである。具体的には、彼は、農民層を維持するための農地相続法改革の必要性を訴えた。

討論では、まず、農民層維持政策の必要性の存否が争われた。その結果、農民が、大不況の

下で、農村に定住し続け、地域の荒廃を防いでいるという客観的事実に、特別な社会的意義が認められた。この社会的役割は、狭い空間に最も密着した生活者のみが果たしうる役割であり、不在地主的な性格を帯ざるをえない巨大地主や、利潤追求を優先する大規模借地農では決して果たすことのできないものであった。

次に、農民は大経営との競争に耐えぬことができるかどうか、という問題が問われた。討論では、農民は、個別経営単位としては、大経営の資本投下力と技術改革能力に決して対抗できるものではないことが痛切に認識された。だが、農民を生産協同組合や共同購入・販売組合に組織することができれば、十分な競争力を確保できるという実践例が、数多く挙げられた。そこでは、広域レベルで地方経済を牽引し、地方行財政負担を引き受ける大土地所有者と、より小さな空間のなかで綿密な土地経営を行ない、地域経済と地域生活を改善する農民との間の、実践的な役割分担関係の重要性が指摘された。

82年大会によって、農民層の維持は、地域政策の課題として位置付けられた。ミアコフスキの相続法改革論は、ほぼそのまま討論でも受け入れられ、また現にその後順次立法化されていくことになった。だが討論では、むしろ、相続法改革以外の手段の必要性が、広く認識されたのである。

第2章 関税論争

続く84年大会では、まず、農民層維持の政策手段としての穀物保護関税の是非が激しく争われた。東エルベ穀作地方の地域問題は、当然、穀物関税を引き上げるベクトルに作用した。他方、西南ドイツの商品作物栽培地方は、貧困な零細経営を多く抱える問題地域であり、東エルベの地域問題を穀物価格の引き上げによって解消してやるだけの余力をもっていなかった。このため西南ドイツの地域問題は、穀物関税率を下向きに引き付ける作用をもった。さらに、各地方の地域生業者を重視する立場からは、穀作の切り捨てでも消費者の抑圧でもなく、「ほどほどの」穀物関税の引き上げが要請された。84年大会の関税論争は、一貫して地域問題の認識によって牽引されたが、議論は大いに紛糾し、結局「農民層の維持に特別に適切な手段とは見做されない」という線で総括された。

第3章 地域政策と地方財政改革論

だが84年大会では、関税問題が混迷した一方で、構造的な枠組みをもった地域政策論が形成されることになる。

まず第一の成果は、学会独自のアンケート調査により、それまで全く不明であった農村の地域問題の詳細が明らかにされ、農村の社会問題の所在が明らかにされたことである。すなわち、大不況期の農民層を存続の危機に曝したのは、まず現金調達の困難であり、そしてそれに絡まる悪質な債務の累積と、実際の現金抛出能力を踏み越える地方税負担の増大とであった。

討論では、農民向け信用組織の整備が、何よりも急務であると認識された。討論の経過を特徴づけたのは、国家による過度な農民保護ではなく、農民による自助組織の編成と、そして地域から地方、そして国家にまでいたる、下からの社会編成が重視されたことである。こうした「地域密着型の (lokalisiert)」自助組織による地域経済の振興と、地域組織を連合していくことで実現される社会経済全体の分権的編成は、国家による集権的支配を抑制するものであると考えられたのである。

だが、農民の自助組織が自生するための歴史的・客観的条件は、地方ごとに大きく異なっていた。西南ドイツでは、伝統的な耕作共同体が維持されていた。とくに地域共同体の共有資産は、農民をあらたな協同組合に編成する実体的な核となり、かつ、財源となったのである。また北西部では、共同体資産の多くは分割されたものの定住農民の共同体の枠組みそのものは健在であり、農民向けの信用組織もはやくから整備されていた。これに対し東エルベの農村では、大土地所有者が地方経済で圧倒的な意義を占めていただけに、地域レベルの農民向けの信用組織は未発展であり、しかもかつての農民共同体は、いわゆる上からの改革の過程で、すっかり解体されていたのである。つまり、穀価崩落の下で、農民の自助組織を最も必要としていたはずのこの地方こそ、そのための歴史的な前提条件を最も失ってしまった地方だったのである。それゆえ、東エルベでは、協同組合創設のための行政側の積極的な役割が一層要請されるのであるが、それにはまたもや、資金調達の問題がからまった。すなわち、地方財政の問題である。

ところで、プロイセンでは1891年に所得国税改革（累進税率の導入）が、続いて93年には、地租・建物国税の廃止と同税源の地方自治体への移譲（地方付加税制度から税源分離原則への移行、いわゆる両税移譲）が行なわれることになる。ところが、従来の政策・構造史の解釈によると、所得税改革は明らかに応能主義を強化したのに、両税移譲では逆に、たんに都市を犠牲にして、東エルベの大土地所有者が利得したかのような評価が下されている。だがこの問題は本来なら、地域レベルの基礎自治体（都市自治体、農村自治体）の財政構造の比較検討を要するし、また両税移譲が、東エルベの大土地所有者にではなく、農民にとっていかなる意味をもつか、という点の考察をも要するはずである。

大不況期におけるゲマインデ財政の発展傾向を、その絶対額についてみるなら、明らかに農村よりも都市で急増していた。このゲマインデ税負担の急増に対して、プロイセンのゲマインデは、都市・農村の別なく、消費税を嫌い、直接税の増徴によって対応した。とくに都市では、累進的性格をもつ地方所得税を自発的に導入することで、応能的に対応していこうとする傾向がみられた。これに対し農村では、農民が、土地所有者としての割り増し負担を自発的に引き受けることによって、やはり応能的に対応したのである。そしてここに、地域社会の伝統的な応能主義的構成が、地方税の急増という新しい事態に対応しながら、自発的に発展・継承され

ていることを確認できるのである。

ところが、地方税負担は、それぞれの地域の給付能力を鑑みれば、都市ではなく、明らかに農村において、住民の過重負担を招いていた。とくに農村部では、基礎自治体以外の広域の地方公共団体（州・郡・学校・教会など）の地方税負担が都市部よりもはるかに大きかった。都市ゲマインデは所得税の累進化により、新しい給付行政の分野に踏み出していくだけの財政給付能力の余力をもっていた。これに対し、農村部では、土地所有者の応能的な負担引き受けそのものが、すでに限界に逢着しつつあったのである。このため、都市・農村間の行政サービスの水準の格差は、ますます広がった。しかも、人口と社会経済の流動化にともなって、農村部における行政水準と生活環境の質的引き上げは、過疎化を食い止めるためにも、いまや不可欠となっていたのである。地域の給付能力の観点からみた財行政格差は、ここにおいてまさしく全構造的な問題となってあらわれていたのである。

こうした背景の下で、1884年の社会政策学会大会は、地方財政改革論を全構造的な問題として扱った。学会では、1877年に一度、地方税問題が討論されたことがあったが、そこでは農村部の問題は全くといっていいほど等閑視されていた。だが84年大会では、農民を維持し、農村地域社会の応能主義的構成を回復するための財政構造改革として、税源分離論、国税地租廃止論、税源移譲論が展開された。とくに、84年大会の報告者コンラートは、地域政策の構造的な枠組みを提出していた。彼は、穀物関税については、地域間格差是正の効果を疑ったが、そのかわり、東エルベの地域問題のためには、プロイセン国税地租の原則廃止を求めた。彼は、国税の一部を廃止することによって、農民の現金抛出余力を拡大し、農村自治体の財政力を強化し、もって、「地域密着型」の自助組織の編成を促進し、東エルベ農村の経済社会を下から振興し、地方行政水準の格差を是正していこうと考えたのである。

第4章 地域開発構想——1886年大会における内地植民政策論——

新航路期の諸政策のうち、階級史観による体系的把握にとって最も障害となったのは、ほかならぬ農民層の創出政策、すなわち内地植民政策である。その漸進的改良路線が独占資本の利害も、「ユンカー」の利害も、貫徹させなかったことを特徴としたからである。プロイセンにおける内地植民法は、社会政策学会の有力メンバーであったシュモラーやミーケル、ゾムバルトらの政府への働きかけが、決定的に作用して成立したものである。

1886年大会では、内地植民政策は、人口移動の偏りに歯止めをかけ、工業の過剰生産を抑制するとともに、東エルベ農村の地域を維持することが第一の目標とされた。東エルベの土地問題は、大土地所有者が、総面積の半分前後を占めるという「不健全」さにあった。したがって、政策課題は、大土地所有者に地方経済社会の牽引者としての役割を従来どおり担わせたまま、大農場の一部を分割して、そこに農民を入植させ、地域レベルの消費需要を開拓すること、そ

して、この地域市場経済を土台にしてゲマインデ自治の発展を実現することであった。とくに、東エルベ農村における内地植民は、現実には、大土地所有の固有の自治空間「領地区域」(Gutsbezirk)を分割して、そこに新しいラントゲマインデを造成し、入植者の新しい生活関係と自治生活を創造することにほかならなかった。それゆえ、国家の強力な干渉による紋切型の大規模開発事業ではなく、地域の個別現状にあわせた入念な植民が要請された。

第5章 プロイセン農村地方制度改革構想の形成

— 1890年大会討論・現状報告者提言の構造的射程 —

財政と行政制度は、いうまでもなく、不可分の両輪をなす。現代ドイツの連邦共和国基本法は、一方では連邦と邦国の間の財政独立主義を明記し、ゲマインデ税源としての対物・収益税を保障することによって、連邦主義と地方分権に現実的な根拠を与えている。ここでさらに注目されるのは、ゲマインデ連合が、基本法上、単位ゲマインデに準ずる扱いを受けていることである。

大不況期の社会政策学会の活動は、内地植民政策によるゲマインデの造成、税源移譲によるゲマインデ財政力の強化という政策課題を打ち出したのち、ついに1890年の大会で東エルベのゲマインデ制度改革を具体的に取り上げることで、一定の到達点を示すことになる。しかも地域問題としての東エルベのゲマインデ行政の停滞は、西エルベとの地方制度の相違にも由来していたのである。

西エルベの農村では、地域レベルの自治体としてのラントゲマインデを一挙に併合した「統合村」(Samtgemeinde)制度が行なわれていた。この広域行政村の存在により、地方の給付能力は確保され、ルール地方の劇的な工業発展を支える基盤整備事業が展開されたのである。だがこの「統合村」制度は、たしかに純然たる合併村ではなかったものの、地域レベルのゲマインデの財政自主権を、ほぼ完全に奪っていた。このため、統合村は地域社会に対して集権的な官僚機構となってあらわれた。これに対し地域住民側は、むしろ行政機構以外の社会的組織(カトリック教会や協同組合など)によって、自治を展開させていたのである。このような地方内の対立を孕みながらも、地方行政の水準は相対的にみて高かった。それは、一方での統合村制度の存在と、他方での地域共同体資産という財源によって支えられたものであった。

これに対し東エルベでは、統合村制度は存在せず、大土地所有者(グーツヘル)の「領地区域」と、農民的なラントゲマインデとが、地方自治の基礎単位として併存していた。グーツヘルは、教会・学校などについては地域のパトロナートであり、ゲマインデに伝統的に支援を与えていた。だが、地方行財政への要請が高まるなかで、団体資産をもたなかった東エルベのゲマインデの給付能力は限界に達し、それが西エルベと東エルベとの間の行政水準の格差を押し広げる要因となったのである。したがって、領地区域法制を一挙に廃止し、ゲマインデと一齊

合併することが、最も容易に地方の給付能力を確保できる方策であるとの主張が、一方で出されていた。

こうした背景のなかで、90年の学会では、合併による広域統合村の造成が、地域から行政を解離させるものであることが指摘され、それよりもむしろ目的連合の形成によって、地方の給付能力を確保することが適切と見做された。とくに連合の形成は、必要に応じて、地方のイニシアチヴによって、地域の現実に合うかたちで進められるべきことが強調され、それと同時に、西エルベの工業・都市部が、東エルベの過疎化農村の負担を、能力に応じて引き受けることによって、地域間の応能主義的負担調整を行なうことが要請された。学会では、このように、地域間の重層的な水平調整が重視された。

これらの構想は、1891年の東部農村地方制度改革法における目的連合規定の採用と、91/93の財政改革によって実現することになった。

結論

以上のように、本稿は、大不況期の社会政策学会において諸政策論が形成されてくる過程に内在し、「新航路」期の諸政策を体系的にとらえる可能性を探ってみた。

1882年以降に同学会で形成された農村の社会政策論は、その具体案の核心部分については、ほぼどれもが90年代の現実の改革に結びついている。そのなかで、特定地域を対象としたのはプロイセンの州別相続法改革と、1886年の植民法、そして91年のゲマインデ制度改革だけである。だが、より広域の諸政策についても、地域問題に対する認識と、構造格差問題は正という基本方針が貫かれてくること、ここに政策連関の決定的重要性があるといえるだろう。

西南ドイツ農村の地域問題は、東エルベの地域問題とは異なって、商品作物を栽培する貧困な零細農の問題にあった。この地域問題は、穀物関税を切り下げる方向に働いた。そして1891年の新航路通商政策は、85年、87年と二度にわたって引き上げられた穀物関税を再び引き下げた。無論、通商政策の問題は輸出工業利害との関連のなかで問い直される必要があるが、いずれにせよ、西南ドイツの地域問題が、東エルベの穀作地方面向の地域政策を、関税政策以外の方向、つまりプロイセン内政の領域に押しやる性質を強くもっていたということは、ほぼ確認できた。

次に、プロイセン内のエルベ東西間の構造格差問題は、実に、土地政策、協同組合促進政策、行政改革、財政構造改革のすべてを引き付けて、それらの諸政策の課題を、ある一点に集中させていたことがわかる。それは、東エルベの過疎化と地域の荒廃を食い止めるために、地域に最も密着した生活者としての農民を、維持し、創出すること、そしてそれによって東エルベ農村の地域市場を発展させ、ゲマインデ自治を振興し、エルベ東西間の構造格差問題を是正し、

もって、国家の集権的支配に対する分権的な社会構造の全体的構築を達成することである。これが、大不況期の社会政策学会が打ち出した政策体系であった。こうした構造的枠組みをもったこうした諸政策が、実に90年代に立て続けに実現されることになるのである。こうしてみると、従来の階級利害で割り切れなかった新航路期の諸政策は、まさしく地域政策・構造改革としての体系性をもっているといえるだろう。

さらに、大不況期の社会政策学会の一連の地域政策論は、つねに、応能主義と水平的な連合の原理によって、地域から地方、国家へと、社会構造全体を分権的に編成しようとするものであった。この構成原理は、全くの相似物を、現代ドイツの連邦共和国基本法のなかにも見出すことになる。この点で、大不況期の地域政策論は極めて長い歴史・構造的射程をもっているものと考えられる。それだけに、地域の視点からの近代ドイツ史の再検討、とくに地域政策の構造史的研究が、急務の課題として、改めて認識されるのである。

論文審査結果の要旨

本論文は、大不況期のドイツにおける農業と工業間の不均等発展によって生じてきた東西の地域構造格差を、同時代の統計資料に基づいて確定していく第一部「市場の再編と大不況期の構造格差問題」並びに、そうした客観的な条件を背景として噴出してくる諸政策論争（穀物保護関税、地方財政改革、内地植民政策、地方制度改革）を、特にドイツ社会政策学会における「農村地域政策」論を媒介として相互連関的に関連づけるとともに、その論理連関の形成内容を解明する、第二部「社会政策学会における農村地域政策論争」、この二つの部分から構成されている。第一部では、数量的・客観的なドイツ帝国統計資料集が、第二部では、社会政策学会議事録がそれぞれ実証研究の基本資料として十分に駆使されている。

序論では、本論文の課題が大不況期の諸改革政策を貫く一本の導きの糸をなす、農村地域政策論が、いかなる歴史的背景の下に、どのような政策論争を経て形成されてきたのか。そしてその「地域政策」論がいかなる論理構造をなすものであり、同時に近現代ドイツ史上いかなる歴史的射程をもつものであるのかを解明することにあることが提示される。

第一部、第1章「農工間の発展格差の拡大」においては、まず大不況期ドイツの社会経済構造の基本特徴をなした工業的西部と農業的東部との間の不均等発展の実態を把握することによって、諸政策論争の客観的条件が明らかにされている。

その上で第2章「プロセイン邦議会における問題認識」では、大不況期東部ドイツ農村の基本問題が、労働力人口の西部工業地帯への移動、ユンカーの大土地所有地帯である東部ドイツ

農村地域社会の解体にあること、そしてこの事態に対してプロセイン邦国議会レベルでは、階級対立を越えていわば「地域政策」的対応の必要性が共通認識となっていたことが確認されている。

以上を前提として、第二部では、ドイツ社会政策学会における政策論争が分析されていく。同学会は、学者のみならず政策担当の実務派官僚をも含む組織であり、階級対立を全面に押し出した邦国議会や帝国議会のような「政治の言葉」から解放されており、政策立案と政策執行過程に深く関わる官僚層に対して大きな影響力をもっていた。

まず第1章「ミアコフスキの問題提起報告と農民の社会的意義をめぐる論争」においては、1882年フランクフルト・アム・マイン大会でのミアコフスキによる農民層維持によるいわば「地域政策」の政策構想が解明される。その特徴は、大土地所有と農民層との役割分担によって地域を維持していくため、何よりも農民経営における相続法の改革（分割相続から長子相続へ）を提案したものであった。

次に第2章では、1884年の社会政策学会議事録に基づいて、この時期の農業保護関税論争の中で、地域問題がどのように現れてきているのか、が考究される。関税政策の特性として、ドイツ帝国（ライヒ）全体に一律に適用されざるを得ないために、この論争においては「地域政策論」が、基礎食料自給政策（ハーヴェル、ハイル）論や農村地域市場開拓論（アレント）の形で出てくるとはいえ、まだ萌芽的な存在でしかなく、関税政策論争の帰趨を決するものではなかったことが指摘される。

第3章では、研究史上、いわゆる「両税委譲」問題と呼ばれてきた地租、家屋税の邦国（ラント）からゲマインデ（市町村）への委譲をめぐる論争のなかで、「地域政策」の体系的な戦略構想が登場することが発見されている。即ち、原則的な自由貿易論者であるコンラートが提起した税制改革論が、邦国税である地租の廃止によって、東エルベ農民が手にする余力を協同組合財源ならびにゲマインデ自治財源へと振り向けることによって、「下から」地域を再建するという「地域政策」の内容をもつことが解明されている。

第4章では、研究史上、ユンカー的土地所有の制限の下に零細農民ならびに労働者階級に対する土地再分配政策としてのみ扱われてきた1886年のいわゆる「内地植民政策」をめぐる社会政策学会内の論争が分析される。その結果、学会内の論争の主流を形成したゾンバルトやシュモラーの主張が、1882年のミアコフスキの地域政策論をさらに発展させ、小農民の実質的な定住化を構想しており、同時にそれを梃子とした東エルベ農村自治体再生を意図する「地域開発政策」であったことが明らかにされている。

第5章では、1880年代の社会政策学会論争の集大成をなす報告集『プロイセン農村ゲマインデの現状と改革』（1890）を分析することによって、関税政策論争を起点として展開された政

策体系が財政改革、内地植民政策を媒介として地方制度改革論として行政制度改革を提起するに至ったことが解明されている。その際、社会政策学会の主流が構想した東エルベ農村制度改革の基本線は、単なる西エルベ農村のザムトゲマインデ（統合村）制の導入でもなく、またユンカーの支配する領地区域（グーツベチルク）へのゲマインデの合併でもなかった。そうではなく、「目的連合」と東西エルベ地域間の「水平的な財政調整」を基本として、ゲマインデの主体性を尊重した農村地方制度改革論（ギールケ）として提起されていたことが明らかにされている。

以上の分析によって論文提出者は、研究史上、関税政策、財政政策、社会政策、土地政策として全く個別的にのみ追求されてきた大不況期のドイツ社会政策学会内の論争全体を貫く体系としての農村「地域政策」論を発見している。この点に論文提出者の研究の独自性、独創性が認められる。即ち、社会政策学会は本来、大不況期におけるドイツがかかえていた根本問題を東西ドイツの不均衡発展に求め、東部ドイツ農村救済のための「地域政策」論という体系的な一本の糸を追求していたことを論文提出者は発見したのである。しかも、従来の研究史が論争の階級利害還元的な処理によって、政策構想や論争のもつ歴史的射程を狭く第二帝政期に閉塞させていたのに対して、論文提出者は、それを現代のドイツ連邦共和国基本法（1949年）にまでつながるものとして新たな視点からよみがえらせたのである。

資史料の緻密な考証に基づく実証研究の成果を踏まえて、論文提出者は、新たなドイツ近代史研究のパラダイムを提示している。

よって本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに充分の資格を有するものと認められる。